

## R3.4.27 第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

### R3.4.27 遊佐町新型コロナウイルス感染症対策本部事務局作成 (事務局：総務課危機管理係)

#### 1 協議事項

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部への移行について（報告）  
(所管：総務課)

##### ①報告内容

4月23日（金）、政府が4都府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出したことを受け、本町でも4月25日付で、既に設置している「遊佐町新型コロナウイルス感染症対策本部」を、同法34条第1項に基づく対策本部に移行したことを報告。

※政府が緊急事態宣言を発出した場合、対象区域に該当していない場合でも、市町村に対策本部を設置しなければならない。

- (2) 遊佐町対応方針（第9版）について（所管：総務課）

##### ①協議内容

4月23日の国の基本的対処方針の改定及び4月末で期間を迎える県のイベント開催方針の改定内容を踏まえ、町対応方針（第9版）の改定について協議した。

##### ②協議結果

国・県の方針を受け、町対応方針を別紙のとおり改定する。

※上記協議以外に、庁内各課からの取り組み状況等の報告を行い、情報共有を図った。